

池田市公共施設等マネジメント指針（案）

令和元年 月

池田市

池田市公共施設等マネジメント指針（案）

目 次

はじめに	
1 公共施設等マネジメント指針の概要・位置付け	1
(1) 目的	1
(2) 背景	2
(3) 位置付け	3
(4) 対象施設	6
(5) 適用について	7
2 本市の抱える課題	8
(1) 品質：公共施設等の老朽化に係る課題	8
(2) 供給：人口に係る課題	9
(3) 財務：財政に係る課題	10
3 めざすべき姿	12
4 公共施設等マネジメント基本方針	13
(1) 方針1：公共施設等の効率的保全	13
(2) 方針2：公共施設等の適正配置	15
(3) 方針3：公共施設等の有効活用	18
5 公共施設等マネジメントの推進にあたって	20
(1) 今後の取組	20
(2) 庁内の推進体制	25
(3) 市民との協働	27

1. 公共施設等マネジメント指針の概要・位置付け

(1) 目的

本指針は、「公共施設等マネジメント」の意義と本市における公共施設等に関する基本的な考え方を庁内外で共有したうえで、推進体制の構築を図ることを目的としています。

「公共施設等マネジメント」とは、「地方公共団体が保有し、又は借り上げているすべての公共施設やインフラ施設及び土地（以下「公共施設等」とします。）を、自治体経営の観点から総合的かつ統括的に企画し、管理し、利活用する取組」をいいます。

人口減少や少子高齢化が進み、財政的に厳しい状況が続くことが将来的に予想される中、これから更新¹時期を一斉に迎える公共施設等の老朽化対策は、全国的に深刻な課題となっています。こうした中では、市民が安全に利用できるために、現在保有している公共施設等について、その老朽化度合いや保全²にかかる費用とそれらを行うべき時期を適切に把握し、本市の将来的な財政状況を踏まえながら、施設全体の方向性を定める必要があります。

本市としても、これまでの行財政改革の取組に加え、公共施設白書や公共施設等総合管理計画などのほか、さまざまな関係計画などの策定を通して公共施設等マネジメントについて取組を進めてきたところであり、現在においてもその一環として、図書館やこども園、地域集会施設など一部の施設において整備を進めています。

しかし、先述の人口減少などの状況は施設の利用者の減少をも招くことが予想されることから、大きすぎる施設が市民の将来的な負担を生み出すことがないように、今後は、保有する公共施設等の総量を減らす方向で検討することは避けられないと考えています。

ただ、こうした検討にあたっては、施設の再編を通じて地域の魅力を引き出し、にぎわいを創出するようなまちづくりにも取り組む姿勢が不可欠とも考えています。

そしてその実現にあたっては、行政だけではなく、市民の皆さまや各種団体、事

¹ 老朽化した公共施設等の建替えや再整備のことをいいます。

² 建物が完成してから取り壊されるまでの間、性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けることをいいます。

業者、NPO や大学など、地域に関わる多様な主体が、これまで以上に対話などを重ねながら、一緒になって取り組む必要があります。

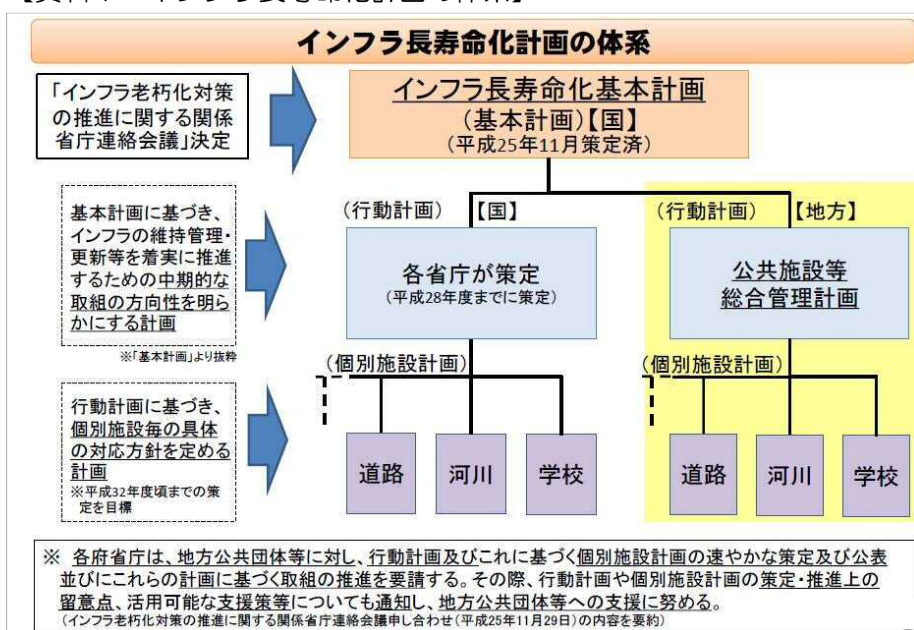
そこで、改めて公共施設等を取り巻く問題とマネジメントの意義を共有し、どのように市民の皆さまと協議し、マネジメントを推進していくのかということを行内外に分かりやすく示し、方向性を共有する。これが、冒頭で述べました、今回本指針を策定した目的なのです。

(2) 背景

公共施設等の更新時期が一斉に到来し、その対策費用が不足するという指摘は以前からありましたが、平成 23 年 3 月に発生した九段会館天井崩落事故や平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネル天井崩落事故など、公共施設等の老朽化による事故が国内各地で発生したことで、それらは喫緊の課題として再認識されることとなりました。

こうした動きの中、国は平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」の閣議決定を行い、国や地方自治体が一丸となって、インフラの戦略的な維持管理及び更新などを推進することとなり、とりわけ地方公共団体に対しては「公共施設等総合管理計画」、「個別施設計画」の策定が要請されました。

【資料 1 インフラ長寿命化計画の体系】



(出典：「公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けて」総務省自治財政局財務調査課平成 30 年 4 月 23 日より一部抜粋)

一方、本市の公共施設整備の歴史としては、昭和 40 年代から 50 年代に人口増加に合わせて公共施設を整備してきましたが、平成 7 年度決算にて赤字団体へ転落したことをきっかけに行財政改革を推し進める中で、公共施設等の見直しも進められました。特に平成 12 年度に実施した「池田市公共施設再評価委員会」による最終報告に基づき、公共施設は一定の見直し（廃止、統合、公設民営など）を行いました。

しかし、平成 27 年度に策定した「池田市公共施設等総合管理計画」において、「現状の規模の公共施設等を維持し続けた場合、将来にわたる更新費用として市民一人当たりの負担額は、40 年後の 2055 年に現行の 2.5 倍となる」との試算結果が出ており、今後さらなる見直しが求められています。

(3) 位置付け

公共施設等総合管理計画、個別施設計画については、国から地方公共団体に対し策定の要請がされている一方、本指針については要請がされているものではありません。では、なぜ公共施設等マネジメント指針（以下「本指針」とします。）を設けたのか、その必要性和位置付けについて説明します。

① これまでの公共施設等マネジメントに関する計画との関係

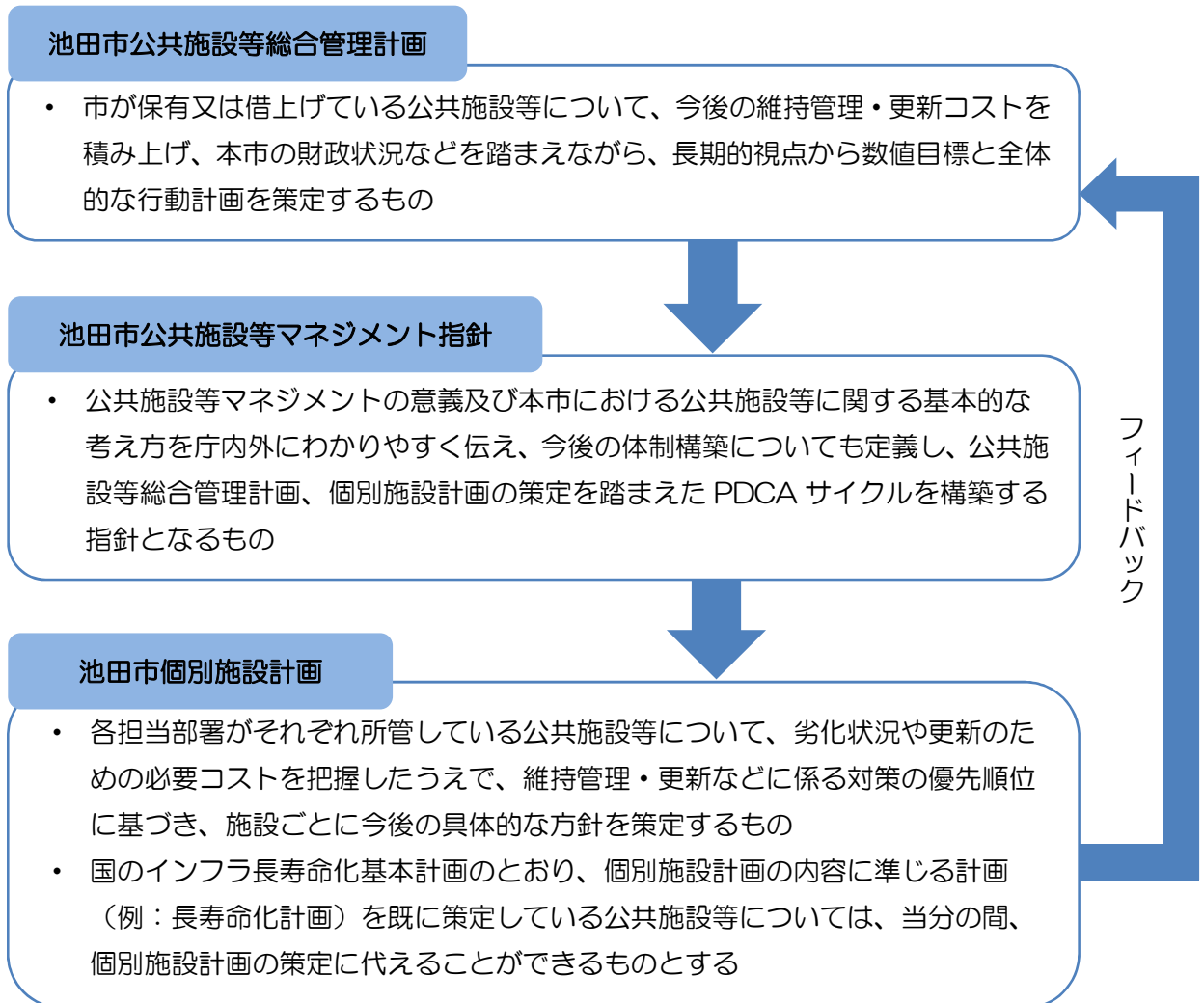
本市はこれまで国の要請に応じ、公共施設等総合管理計画及び一部分野において個別施設計画などの策定に加え、独自に公共施設白書や各種施設の再編、整備、長寿命化³などに関する計画などについても策定してきました。

これらの計画などは、いずれも公共施設等の見直しについて重要性を認識し、策定したのですが、昨今、各種計画などを次々と策定する中、その違いや関連性が分かりにくく、整理の必要が出てきたことも事実です。

そこで本市としては、既存の計画などについて、国の要請に応じた公共施設等総合管理計画や個別施設計画への整理を図り、本指針の位置付けについて資料 2 に示します。

³ 点検、維持管理等を計画的に行い、建物本体や設備を健全な状態に保ち、建物の使用期間を延ばすための取組のことをいいます。

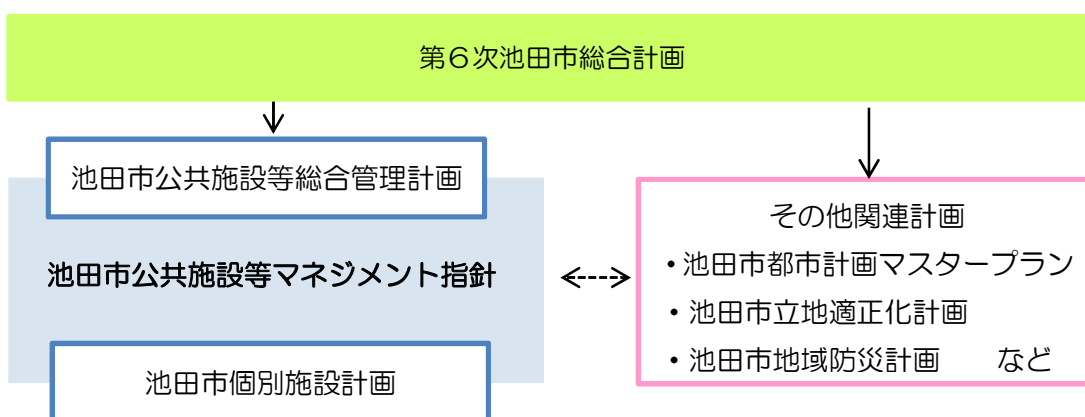
【資料2 公共施設等マネジメントに関する計画との関係】



② その他の計画との関係

本指針は、第6次池田市総合計画に定める「行財政改革を推進し希望の持てるまち」の実現に向け、池田市公共施設等総合管理計画のもと、市が保有する公共施設等に関して基本的な考え方を示すもので、池田市都市計画マスタープラン、池田市立地適正化計画などと整合を図り、定めるものです。

【資料3 その他の計画との関係】

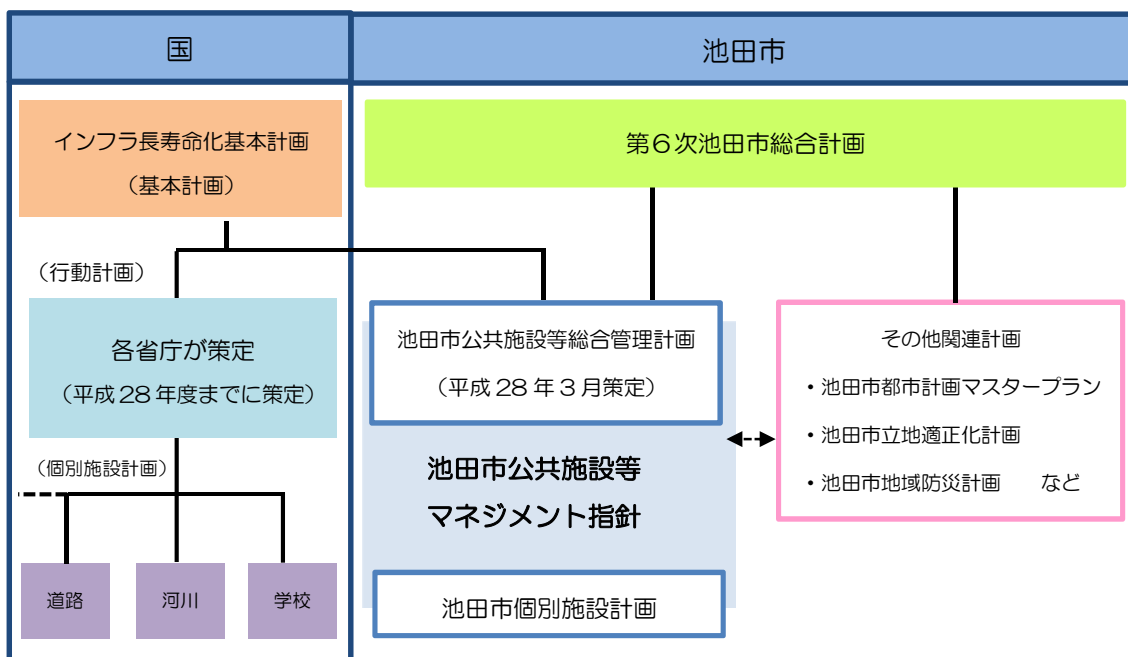


また、本市はこれまで公共施設等の再編・整備について、少なからず計画や方針を定めてきましたが、それらは個別の施設にとどまるものでした。しかし現在、あらゆる分野の施設においても老朽化が進行している中、公共施設等の整備にかけられる財源は限られています。また、変化する市民ニーズを踏まえながら、「中長期的な視点でまちの活性化を図る取組」についても求められており、地域の魅力を引き出し、にぎわいを創出するようなまちづくりの一環として、既存施設の集約化や複合化など、公共施設等の再編・整備⁴を進めています。

このように、これからの時代に合わせたまちづくりを進めていくために、今後は本指針を軸に、すべての公共施設等を対象として整備方針の検討を進めてまいります。

⁴ 地域集会施設である石橋会館、石橋駅前会館、天神会館を集約し、さらに図書館や地域子育て支援拠点施設などと複合化した、(仮称)石橋地域拠点施設の整備など。

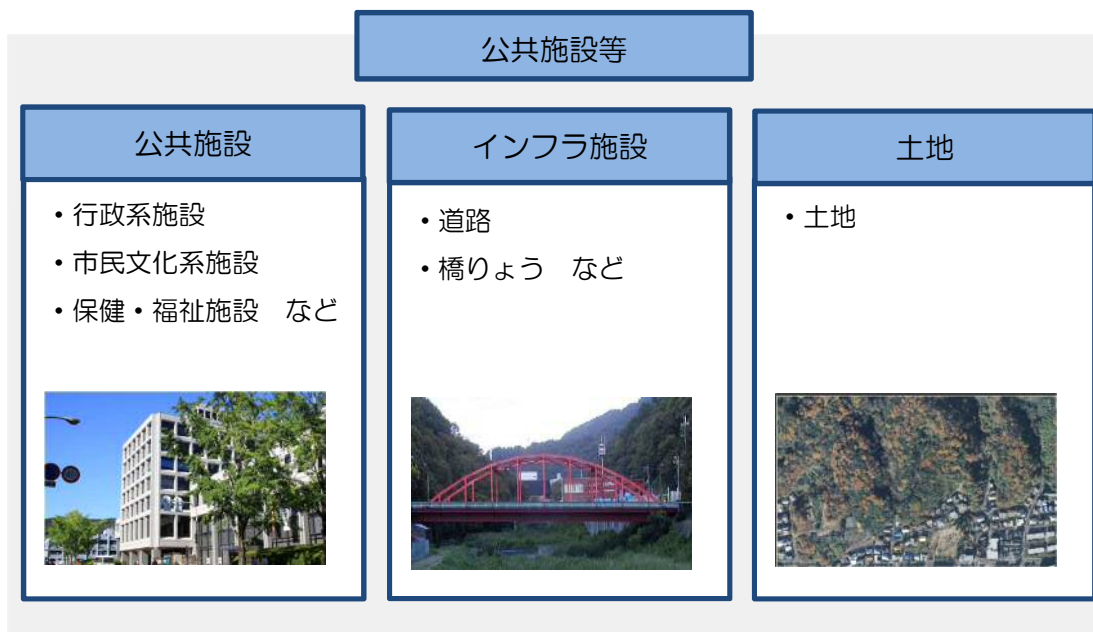
【資料4 計画の体系（全体図）】



（4）対象施設

本指針における対象は、本市が保有する施設、又は市が借り上げて行政サービスを行っている施設のほか、道路、橋りょうなどのインフラ施設や土地を含む公共施設等とします。

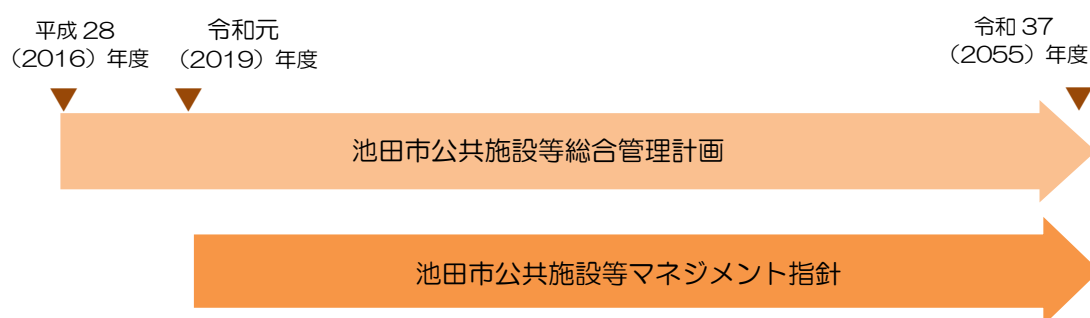
【資料5 公共施設等の例示】



(5) 適用について

公共施設等マネジメントは長期にわたり取り組む必要があります。そこで本指針の適用期間を令和元（2019）年度から、公共施設等総合管理計画の計画期間である令和 37（2055）年度までとします。ただし、国の動向や市の財政状況などによってこの計画の方向性を見直さなければならないような事態が生じた場合には、適宜見直しを図ることとします。

【資料6 適用期間】



2. 本市の抱える課題

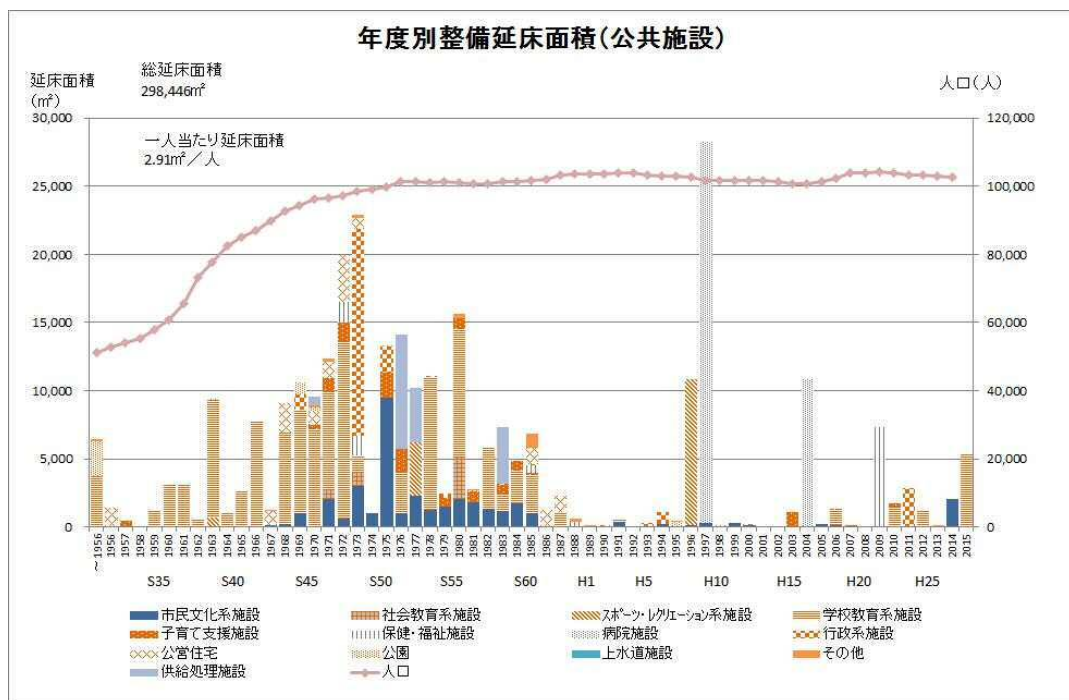
本市において、公共施設等マネジメントが必要な背景を、公共施設の状況や人口、財政といった各種指標ごとに分けて示します。

(1) 品質：公共施設等の老朽化に係る課題

本市では、昭和 40 年代から 50 年代までにかけて人口急増に対応するべく学校施設をはじめ、庁舎や文化会館などの大規模施設を、「1つの機能（サービス）を1つの施設で果たす」という考え方のもと整備してきました。その後それらの多くの施設は築 40 年を経過するなど老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えています。

老朽化した施設に対症療法的な保全を繰り返していると、予期せぬ不具合が発生する可能性が高まり、施設の安全性に問題が生じるほか、施設の更新に係る費用が結果的に高まる事態にもつながります。

【資料7 建築物年度別整備面積推移】



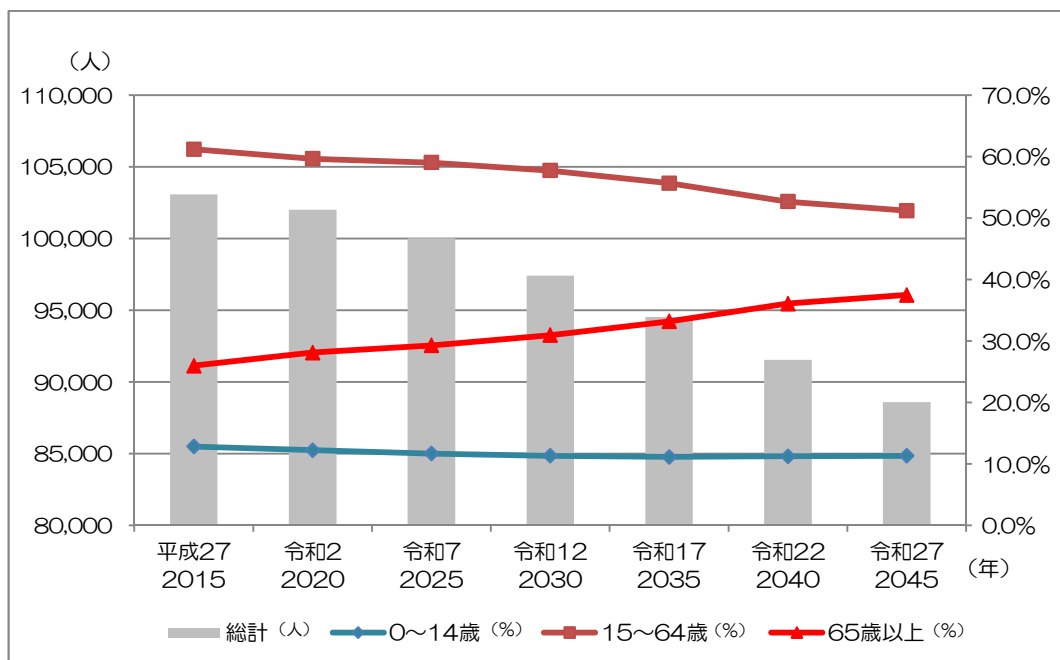
(出典：池田市公共施設等総合管理計画)

(2) 供給：人口に係る課題

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は令和27（2045）年には平成27（2015）年の86%程度まで減少する見込みとなっています。また、人口に占める高齢者の割合は増加し続け、令和17（2035）年時点で3人に1人が65歳以上となる見込みです。

これまでのような「1つの機能（サービス）を1つの施設で果たす」考え方のもと整備された単一機能、大規模施設では、人口減少や高齢化により急速に変化し多様化、複雑化する行政ニーズへの対応が難しくなります。

【資料8 池田市の人口推計】



(出典：国立社会保障・人口問題研究所（平成30（2018）年推計）)

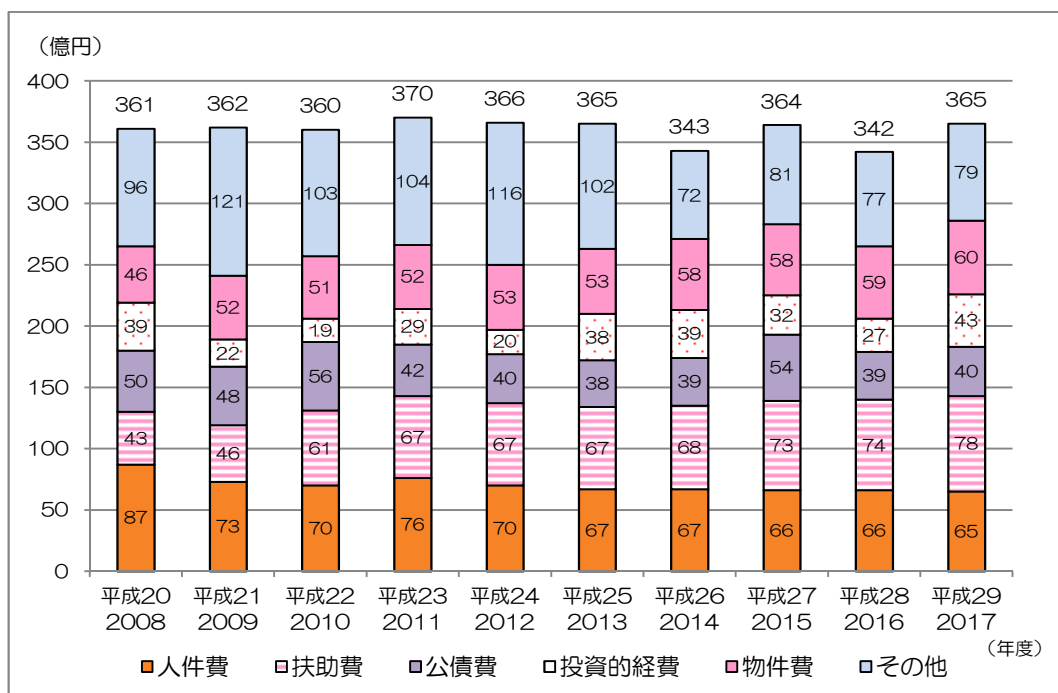


(3) 財務：財政に係る課題

本市における一般会計⁵の歳出⁶推移にて平成 20(2008)年度と平成 29(2017)年度を比較すると、人件費では 87 億円から 65 億円に、22 億円減少している一方、社会保障制度の一環として支出される扶助費⁷は 43 億円から 78 億円に 35 億円増加しています。

こうした扶助費は、今後より一層増加することが見込まれます。また少子高齢化の進行により、市税収入をはじめとする歳入⁸の増加があまり見込まれない一方で、人件費、扶助費及び公債費を合わせた義務的経費⁹を大幅に削減することは困難であることから、今後は公共施設等の改修や更新などに関連する経費である投資的経費¹⁰を確保することが困難となる予想されます。

【資料9 一般会計歳出（性質別）の推移】



⁵ 市税や地方交付税などを主な財源として、社会福祉や道路や公園の整備など基本的な市政運営を経理するための基幹となる会計のことをいいます。

⁶ 地方公共団体の一会計年度中の一切の支出のことをいいます。

⁷ 子育て支援や高齢者・低所得者保護など、生活支援にかかる経費のことをいいます。

⁸ 地方公共団体の一会計年度中の一切の収入のことをいいます。

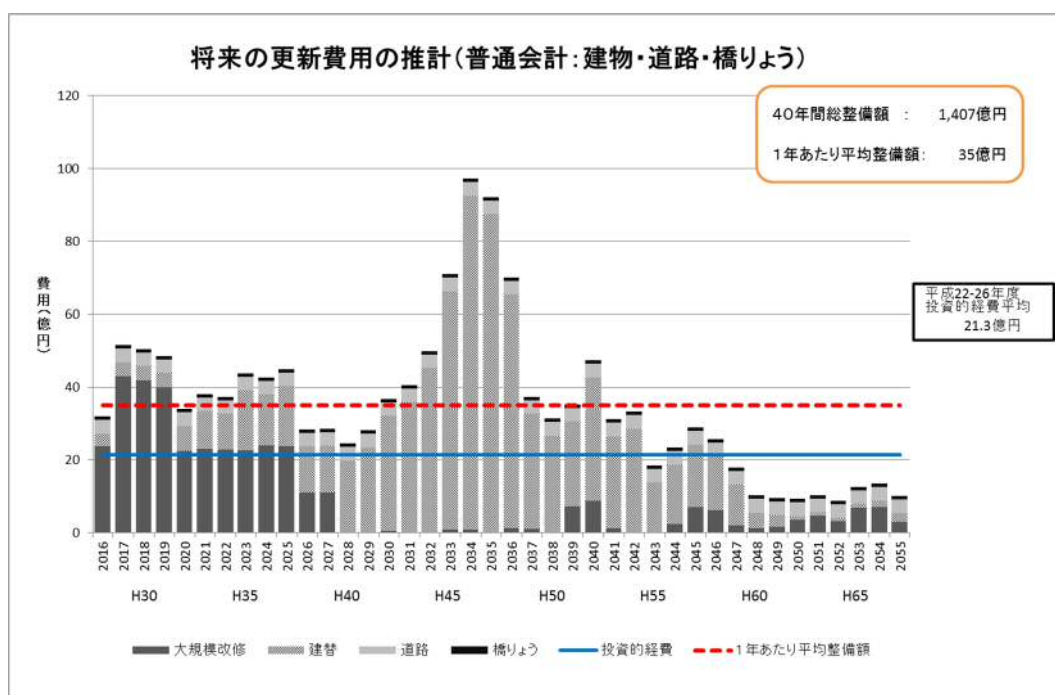
⁹ 歳出のうち、職員給与などの人件費、生活保護費などの扶助費、市債の返済である公債費など、支出が法令などで義務付けられ、任意に縮減できない経費のことをいいます。

¹⁰ 道路工事や建設事業など、支出の効果が長年にわたる社会資本の整備などに要する経費であり、最終使途が資本形成に寄与する経費のことをいいます。

また、公共施設等総合管理計画にて「公共施設更新費用算出ソフト¹¹」を用いて算出した公共施設等（建物、道路及び橋りょう）の改修、更新費用の推計によると、1年間の平均整備額 35 億円に対し、平成 22 年から平成 26 年における投資的経費の平均は 21.3 億円であり、年間 13.7 億円の不足が見込まれています。

つまり、今後すべての公共施設等を維持管理・更新していくことは困難であると言えます。

【資料 10 将来の更新費用推計（普通会計¹²）】



(出典：池田市公共施設等総合管理計画)

¹¹ 一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が提供する試算ソフトのこと。「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 75 号総務省自治財政局財務調査課長通知）にて紹介されています。

¹² 一般会計で経理する事務事業の範囲がそれぞれの地方自治体ごとに異なることから、各地方公共団体の比較分析のために、総務省の定める基準をもって構成される、統計上・観念上の会計のことです。「公共施設更新費用算出ソフト」の試算条件に準じ、ここでは普通会計を用いて更新費用の試算をしています。

3. めざすべき姿

これまで述べてきたように、本市において現在抱える課題から、以下のことがわかります。

- ・ 公共施設等の老朽化が進行し、更新時期を迎えている。
- ・ 長期的な視点を持った公共施設等の保全が必要になっている。
- ・ 市民が求める行政サービスの質・量・内容が急激に変化し多様化、複雑化している。
- ・ 今あるすべての公共施設等を維持管理・更新することは財政的に困難である。

公共施設等は一度設けると何年も存在し続けるものであり、さらには必ずそこで行う行政サービスがついてきます。これまでのように永続的に同じ行政サービスを提供し続けることが、果たしてこれからの時代に合ったものかどうか、再度検討する必要があります。

今後将来世代に大きな負担を残さず持続可能な、また地域の魅力を引き出し、にぎわいを創出するようなまちづくりを実現するために、以下の3点を本市のめざすべき姿として設定します。

1. 持続可能な行政運営

- ・ 必要な市民サービスを安定的に提供できる環境をめざします。

2. 市民交流の活性化

- ・ 市民が集い、活発な交流が絶え間なく続く場の提供に努めます。

3. 絶え間ない変化への対応

- ・ 法規制や社会情勢、技術や市民志向の変化にも対応する体制を構築します。

4. 公共施設等マネジメント基本方針

本市の公共施設等が抱える品質・供給・財務の3つの視点による課題を踏まえながら、めざすべき姿の実現に向け、以下の3つを公共施設等マネジメント基本方針として定め、具体的な方策に取り組みます。

方針1. 公共施設等の効率的保全

- ・点検結果、工事・修繕履歴に基づく保全費用の精査
- ・計画的な予防保全による長寿命化

方針2. 公共施設等の適正配置

- ・機能に着眼した公共施設等の再編
- ・施設の総量の縮減と適正配置

方針3. 公共施設等の有効活用

- ・効果的な資産活用の推進
- ・管理・運営の効率化

(1) 方針1：公共施設等の効率的保全

本市が保有する公共施設の大半が建築後40年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。また、耐震性能を有していない施設もあり、すべての公共施設が安全で、安心して利用できるとは言い難い状態にあります。施設の老朽化は、バリアフリーなどの福祉性能、省エネルギーなどの環境性能といった機能面において、市民満足度の低下につながることも考えられ、さらに対症療法的な保全は結果的に更新費用の増大も招きます。

不慮の事故につながらないためにも、市民が施設を安全に安心して利用できるよう、これからは従来の「事後保全」から脱却し、「予防保全型」の維持管理を推進します。定期的実施する点検結果、工事・修繕履歴に基づく保全費用の精査、計画的な予防保全による長寿命化、ライフサイクルコスト¹³の低減に取り組むことで、今

¹³ 公共施設等の建設・建築費だけでなく、維持管理、修繕、除却までの全期間にわたり必要な総費用。初期建設費のイニシャルコストと光熱水費、保全費、改修・更新費などのランニングコストにより構成されます。

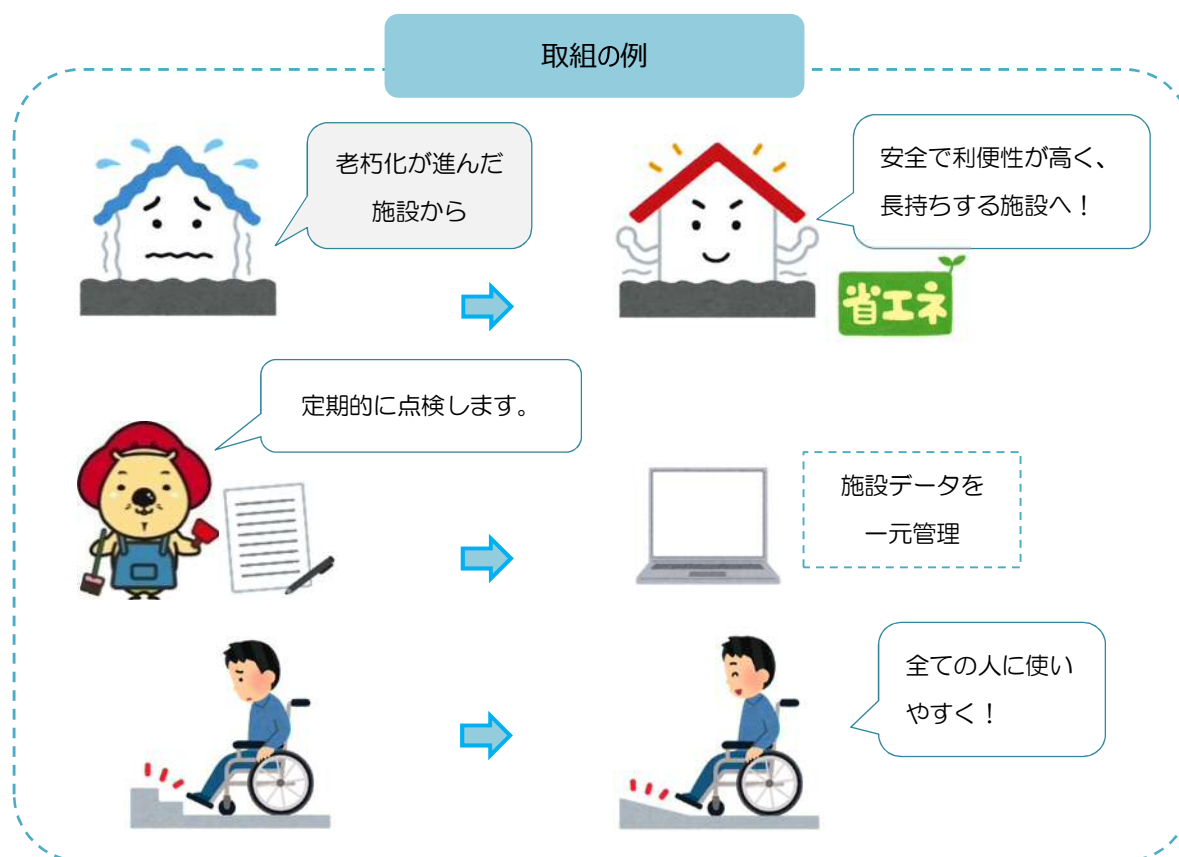
後の更新費用の抑制を図ります。

インフラ施設についても同様に、適切な点検・保全体制のもと「予防保全型」の維持管理を推進し、更新費用の抑制に取り組みます。

以上を踏まえ、以下を方針1の重点ポイントとして取り組んでいきます。

重点ポイント

- ・ 施設所管課が施設点検マニュアルに基づき定期的に点検を行える体制を整える。
- ・ 施設点検結果や工事履歴はデータで一元管理する。
- ・ 対策の優先順位の考え方を整理し、計画的な保全を進め、施設性能の維持や防災機能の強化、長寿命化を図る。
- ・ 新エネルギー・省エネルギー設備の導入などにより施設の環境性能の向上に努める。
- ・ ユニバーサルデザイン¹⁴の導入を推進し、施設の利便性の向上に努める。



¹⁴ 高齢者や障がい者などに配慮するバリアフリーに対し、国籍、年齢、性別、障がいの有無に関わらず全ての人を対象とした使いやすい設計（デザイン）のこと。

(2) 方針2：公共施設等の適正配置

これまでの公共施設の多くは「1つの機能（サービス）を1つの施設で果たす」考え方のもと、教育や文化、集会施設など機能ごとに個々に整備されてきたため、施設数の増加に伴い維持管理費用が増加し、また類似施設が近接するなど、必ずしも効率的な利活用や、最適な配置がなされていない状況にありました。

さらに施設整備当初から人口規模や構成に変化が生じており、社会情勢とともに市民ニーズが変化していることが考えられます。また技術的な進歩や、事業者やNPOなどの多様な担い手の出現により、サービスの提供手法は以前よりも柔軟になっています。

これらを踏まえ、これからは時代に見合った、行政として提供すべき市民サービスの量・質を維持しながら公共施設等の総量を縮減し、民間施設の配置状況なども踏まえた最適配置に努めます。

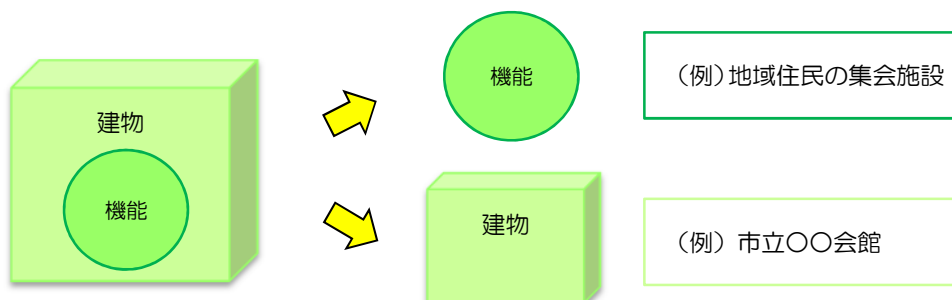
以上を踏まえ、以下を方針2の重点ポイントとして取り組んでいきます。

重点ポイント

- ・ 公共施設の「建物」から「機能」を重視する考え方へ転換する。※
- ・ 原則、現状規模で施設の建替えを行わない。
- ・ 施設更新の際には「①集約化、②複合化、③機能統合、④民間施設の活用、⑤広域連携、⑥転用の可能性」を検討する。
- ・ 供給管理台帳（稼働率など）を活用し、現在の利用状況などを的確に捉える。
- ・ 地域防災計画とも連動しながら、施設の適正配置を図る。
- ・ 事務事業評価の活用などによる事業（ソフト面）の整理合理化を、施設の再配置や縮減などの検討に反映させる。
- ・ 集約化、複合化の推進に伴い、複合施設の維持管理・運用や予算の負担などにおける市内ルールを整備する。
- ・ 施設整備時には将来の転用に柔軟に対応できる建物仕様を検討する。

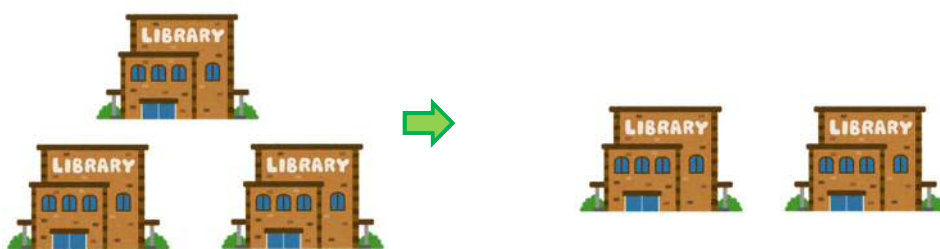
※公共施設の「建物」と「機能」について

公共施設には「建物」と、それぞれの市民サービスを行う「機能」が備わっています。「建物」と「機能」を切り離して、社会状況やニーズの変化を踏まえながら今後のあり方を考え、適正配置を実行することで、必要な市民サービスを維持しながら、施設総量を縮減することができます。



取組の例

再配置手法を用いて、必要な市民サービスは維持しながら、施設の適正配置に取り組みます。

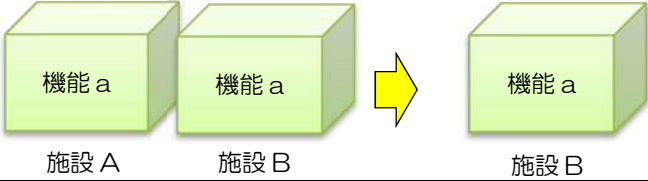
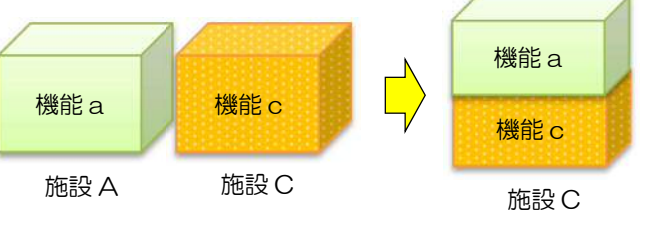
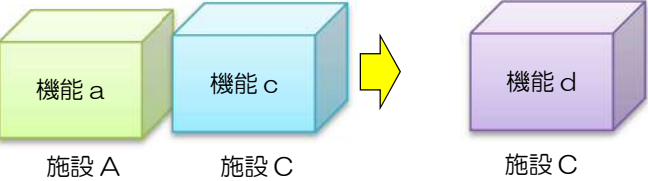

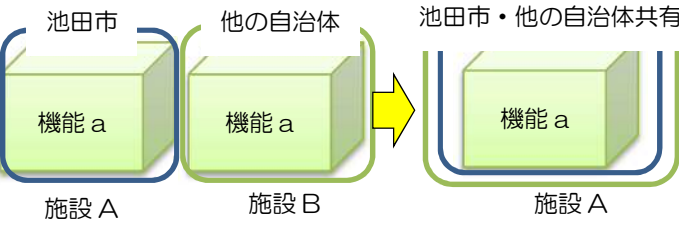
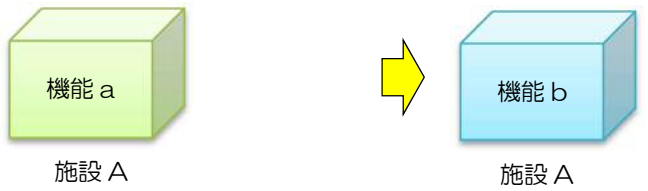


使い方が限定される和室から



さまざまな用途で使える洋室へ

【資料 11 施設更新時に検討する再配置手法】

手法	内容	イメージ
集約化	同じ用途の施設を統合し、現在のニーズに合わせて延床面積を最適化します。	
複合化	異なった用途の施設を統合し、スペース効率や利便性を向上し、整備を行います。	
機能統合	設置目的は異なるが、機能が類似している施設を、提供サービス視点で見ると統合します。	
民間施設の活用 ¹⁵	将来見通しや必要機能、立地条件などから周辺の民間施設を代替施設として活用します。	
広域連携	他の自治体と施設を共有することにより、相互の費用を軽減します。	
転用	ニーズが少なくなった現在の機能を廃止し、新たなニーズに対応した改修を行い、別機能へ転換します。	

¹⁵ 例えば民間会議室の賃貸借や、民間施設の利用助成など、施設を保有せずに市民サービスを提供すること。

(3) 方針3：公共施設等の有効活用

これまで述べたとおり、少子高齢化に伴い市の歳入が減少する一方で、義務的経費は増加が見込まれることから、すべての公共施設等の整備にこれまでどおりの予算を確保していくことは困難な状況です。さらに公共施設等の保有には継続的に多額の維持費、運営費が必要であり、現状の公共施設等をそのまま維持することは不可能と考えられます。

そのため、前述のとおりすべての公共施設等を対象にその必要性について検討するとともに、必要な公共施設等については整備費や維持費、運営費を確保するために、新たな収入源を模索するとともに、適正な受益者負担を設定、ライフサイクルコストの抑制などに取り組みます。また、施設整備に必要な財政負担の年度間のバラつきを平準化し、経費の一時借入を抑制する手法の検討、導入も積極的に行います。

以上を踏まえ、以下を方針3の重点ポイントとして取り組んでいきます。

重点ポイント

- ・ 本市ホームページ上での遊休資産（未利用資産）の公開により資産の売却や活用を促進する。
- ・ ネーミングライツなどの新たな広告収入を検討する。
- ・ 収支改善、税負担の公平性の観点から受益者負担の見直しを行う。
- ・ 民間の資金やノウハウ（PFI¹⁶/PPP¹⁷）を活用し、維持管理経費の削減や市民サービスの向上を図る。
- ・ 管理委託業務の仕様や契約方法の標準化を図り、包括的な委託の可能性も検討しつつ費用対効果の向上を試みる。
- ・ 管理や運用面などについて革新的技術を導入し、公共施設等の利便性向上を図る。
- ・ 補助制度、各種起債やリースを最大限活用し、将来世代への負担を減らす。
- ・ 「公共施設等マネジメント」を計画的に進めていくための財源に充てるため、新たな基金の設置・活用を検討する。

¹⁶ Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称です。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営などに、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のことをいいます。

¹⁷ Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称です。

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのことをいいます。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務の外部委託なども含まれます。

取組の例



行政だけではできない
満足度の高いサービスが
提供できます。



5. 公共施設等マネジメントの推進にあたって

(1) 今後の取組

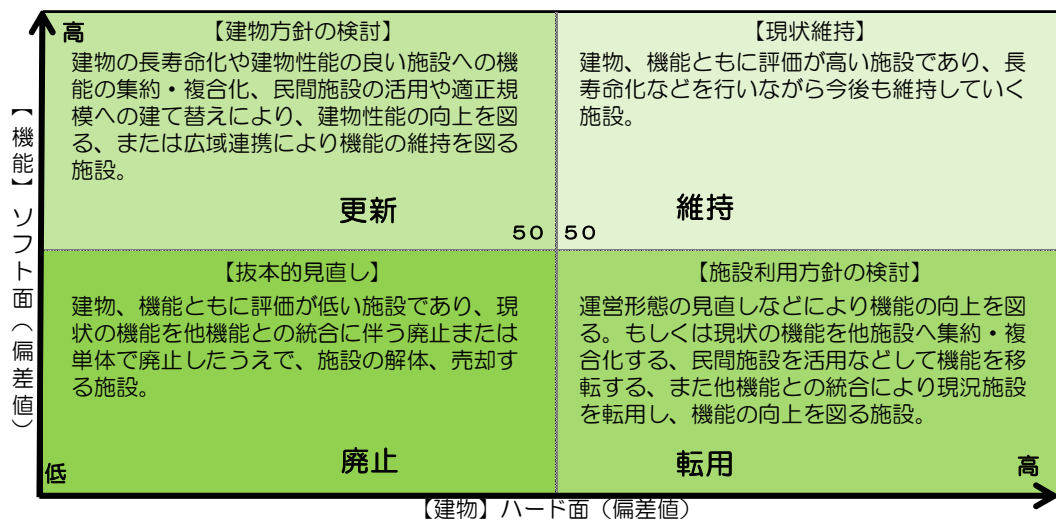
公共施設等マネジメントの基本指針を着実に実施していくために、以下の取組を行います。

① 計画の策定及び目標の設定

国の通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定について（平成30年2月27日総財務第28号総務省自治財政局財務調査課長通知）」に基づき、令和2（2020）年度までに本市における全公共施設等を対象に今後の方向性を個別に定めた「個別施設計画」を策定し、また並行して各施設の基礎データを集約した「施設白書」を更新します。

個別施設計画では、まず各公共施設等について対策の優先順位の考え方及び機能別再配置方針を定めます。そして定量的な情報を偏差値化した「建物性能（品質）」と「施設機能（財務、供給）」をそれぞれ横軸、縦軸にとり、4つの象限の中の配置状況から分析する一次評価（資料12参照）と、定性的な情報から分析する二次評価を行い、最終的に今後の方向性（「維持」、「更新」、「転用」、「廃止」）とその対策のスケジュールを定めます。

【資料12 一次評価結果の見方・考え方】



そして個別施設計画の結果を踏まえ、令和3（2021）年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直しを行い、公共施設等の総量及び維持管理経費の削減目標を定めます。

個別施設計画は、地域に関わる多様な関係者の皆さまと共に意見を出し合っ、その結果を可能な限り反映した最終的な姿として表したものに過ぎず、結果の確認手段に当たるものです。

よって、本市が最重要視するのは、結果としての計画ではなく、その「意思形成過程」です。そのため、個別施設計画の策定にあたっては、次の3つの段階を踏み、公共施設等マネジメントに取り組みます。

～令和2（2020）年度末

開始時個別施設計画

個別施設計画の記載項目の内、二次評価結果までは現状の建物の劣化度合いや施設機能の状況などを踏まえた内容で記載することとします。

二次評価結果以降に記載する個別実施方針については、開始時は「更新」「転用」「廃止」として公表可能なもの以外は、たとえ市内部で構想として方向性を決定していたとしても「維持」を選択し、選択した項目内容に応じて今後の対策スケジュールを記載します。

上記によって、「開始時個別施設計画」として公表します。

令和3（2021）年度

総合管理計画との調整及び方向性の構想策定

令和2年度末までに策定した開始時個別施設計画の内容及び収支見通しを踏まえた上で、附属機関での検討を経つつ公共施設等マネジメント推進担当部局が検討し、総合管理計画にて公共施設等の総量及び維持管理コストの削減目標を設定します。

その後、目標達成への削減不足分について、1または複数のセグメント（施設分類）毎に再度、個別施設計画所管課（施設所管課）が削減目標を定め、成果指標として記載します。

令和4（2022）年度～

個別施設計画の実施

令和3年度に定めた個別施設計画の成果指標の達成のため、必要な保全行為はもとより、個別施設計画所管課の発意により公共施設等マネジメント推進担当部局が庁内体制を運用し、住民等¹⁸の参加手続（手続については27頁参照）を経つつ、公共施設等の適正配置に向けた具体的な方向性を定めます。

その後、公表可能な段階にまで至った後に、当該個別施設計画内に方向性を記載し、計画を公表して着実に取り組みます。

¹⁸ 池田市内に在住、在学、在勤の方その他の当該公共施設等の利害関係者

以上のとおり、本市は、住民等の参加手続を経ずに個別施設の方向性もしくはその内容又はその両方を変更し、公表することはありません。

ただし、次の場合は例外として当該手続を経ないことができることとします。

- (ア) 迅速な処理又は緊急を要する場合
 - 例1：被災の影響について対応が必要な場合
 - 例2：公共施設等の管理上、個人の生命、健康、生活、財産又は法人その他の団体の財産を保護するために必要な場合
- (イ) 変更に関し、市に裁量の余地がないと認められる場合
- (ウ) 公聴会の開催など、法令などにより定められた住民等参加手続を実施する場合
- (エ) 文言や数字の修正など当該変更内容が軽微な修正に留まる場合

このように、住民等の参加手続を経ない場合は、その旨と理由を公表します。

なお、個別施設計画については、上記のとおり策定又は変更段階において住民等参加手続を経ていることから、公表直前の個別施設計画はパブリックコメント手続の対象外とします。

また、基本的には上記のスケジュールに沿って公共施設等マネジメントに取り組みますが、住民等の参加手続を経て早期に合意を得られた場合については、スケジュールを前倒しして取り組みます。

② 関連する計画等の周知

住民等の参加手続において、住民等と市による多角的な観点からの意見の提出や交換、課題検討を実現するためには、その基礎となる事実や背景、数値などの情報を双方とも平等に持つ必要があると考えます。それは、市議会と行政の関係においても同様です。

そこで、次の計画などをあらかじめ住民等や市議会に対し十分に提供し、丁寧に説明する機会を設けるよう努めます。

- (ア) 公共施設等総合管理計画
- (イ) 個別施設計画
- (ウ) 都市計画マスタープラン
- (エ) 立地適正化計画
- (オ) 中心市街地活性化計画
- (カ) 地域防災計画
- (キ) その他関連計画
- (ク) 関係制度 その他の情報

③ 施設点検マニュアルの整備

各施設所管部局が統一的な視点で公共施設を日常的に点検する（建物健全度調査）ために活用するものとして、「施設点検マニュアル」を整備します。施設各部位の劣化や機能の低下などの不具合箇所を早期に発見して事故などを防ぎ、施設の計画的な予防保全に取り組みます。

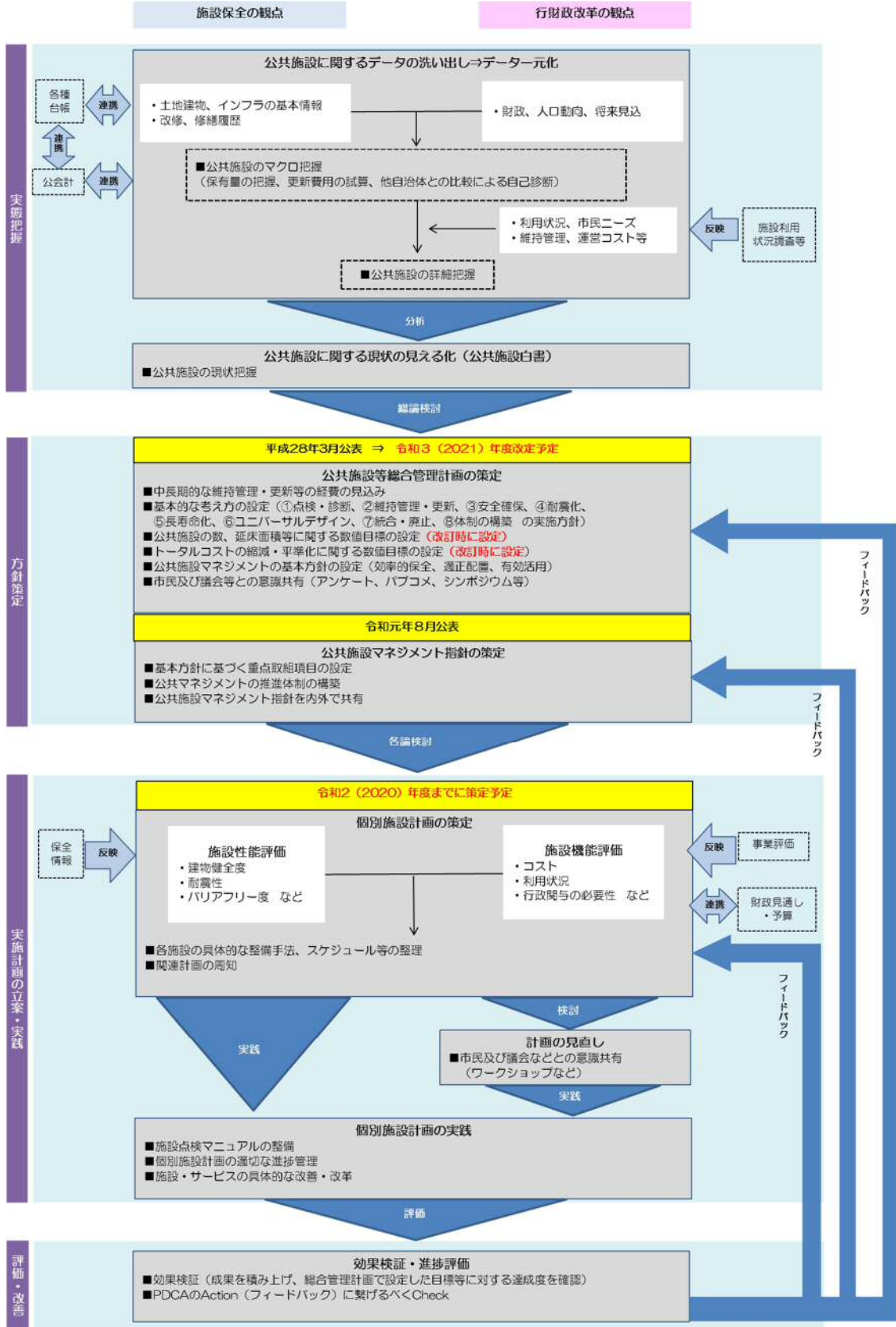
④ 本指針の周知・啓発

公共施設等マネジメントの推進にあたり、市民に対して公共施設を取り巻く現状や課題を本市ホームページなどで提供し、公共施設等マネジメントの必要性の意識共有を図ります。

また、全庁的に公共施設等マネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりが意識を持って取り組んでいく必要があるため、職員に対する研修などにより、公共施設等を取り巻く現状や課題、公共施設等マネジメントの必要性の意識向上を図ります。



【資料 13 今後の取組の流れ】



(2) 庁内の推進体制

今後本指針に定める取組を着実に実行するためには、全庁を挙げて総合的かつ戦略的に公共施設等マネジメントに取り組んでいく必要があります。

そのためには、職員が公共施設等について問題意識を共有するとともに、これまで施設所管課が管理していた施設情報を、部局の枠組みを超えて一元的に管理し、施設総量の縮減及び最適配置に向けたプロセスの統括管理、施設保全の総合的かつ戦略的な実施及び全庁的視点に立った公共施設等マネジメントの強力な推進と進捗管理を行う体制を構築する必要があります。

こうしたことから、次に掲げる取組を推進します。

① 情報を一元管理する仕組みの構築

公共施設等マネジメントのPDCAサイクルを実践し、継続的な改善が可能な環境を整備するため、公共施設等マネジメント推進担当部局（行財政改革推進課）が施設情報を一元的に管理する仕組みを構築します。

② 施設総量の縮減と最適配置に係るプロセスを統括管理する体制の構築

施設所管部局が策定した個別施設計画に記載される、施設総量の縮減と最適配置に向けた企画（整備方針）について、公共施設等マネジメント推進担当部局が統括的に進捗管理する仕組みを構築します。

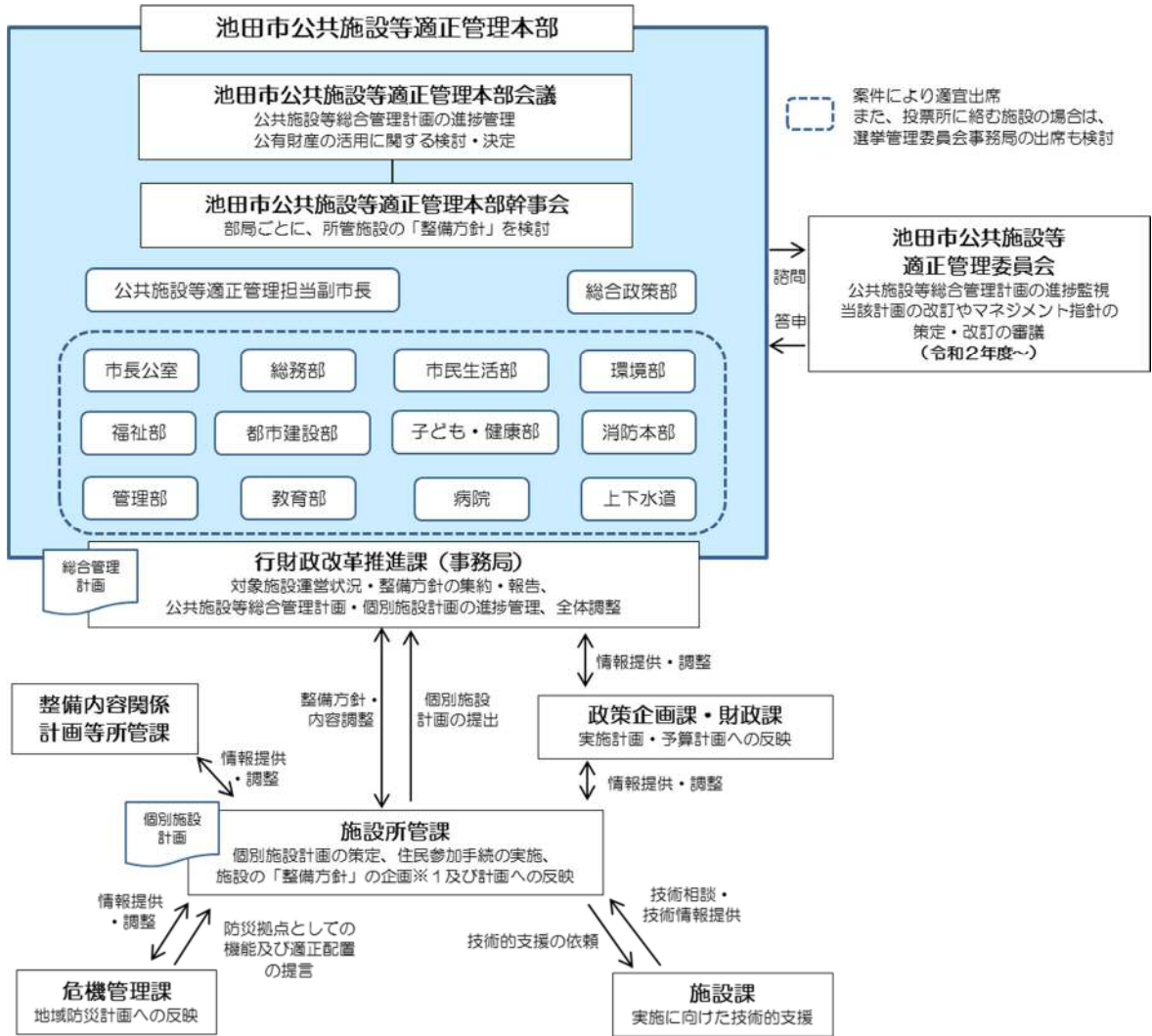
③ 施設の劣化状況の把握と保全の実行体制の構築

施設所管部局、技術部局、財政部局及び公共施設等マネジメント推進担当部局等が互いに連携し、施設の現状把握と保全が確実に行われる体制を構築します。

④ 意思決定に係る体制の構築

施設総量の縮減と最適配置など全庁的な視点で判断ができるよう、関連する施設分類間や施設分類を超えた調整について、意思決定できる仕組みを構築します。

【資料 14 庁内推進体制図】






(3) 市民との協働

公共施設等マネジメントは、単に施設総量を減らすことだけが目的ではありません。市民の皆さまが必要とする行政サービスを維持しながら、地域の魅力を引き出し、にぎわいを創出するようなまちづくりを行うことで、市民一人ひとりの満足度を高めるために必要な取組です。

地域には、行政や公共施設に限らず、公益的なサービスや活動を担う存在や、活用できる魅力的な空間資源がたくさんあります。公共施設等マネジメントを新しいまちづくりの機会と捉え、これからの時代に合った新しい公共施設・公共空間のあり方を、ワークショップなどを通じて市民の皆さまと協働で考えていきます。また、公共施設等マネジメントを進めるにあたっては、市民の皆さまへの説明を丁寧に行っていきます。

【資料 15 市民との協働の例】

パブリックコメント	ワールドカフェ	ワークショップ
		
計画などの案やその資料を皆さまに公表し、意見を募集します。	カフェのようなリラックスした雰囲気の中で対話を行います。	さまざまな立場の方たちとの共同作業を通して課題解決に取り組みます。